

石川県公報

平成 29 年 10 月 3 日 (火曜日)

号 外

(第 65 号)

目 次

公 告
○専決処分による予算の要領の公表 (財 政 課) 1

公 告

専決処分による予算の要領の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成29年9月29日専決処分した予算の要領は、次のとおりである。

平成29年10月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

平成29年度石川県一般会計補正予算（第2号）

平成29年度の石川県一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ643,400千円を追加し、歳入歳出それぞれ544,138,910千円とする。
- 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成29年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

第1表 平成29年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 国庫支出金		58,121,186 ^{千円}	643,400 ^{千円}	58,764,586 ^{千円}
	3 国庫委託金	1,096,066	643,400	1,739,466
歳 入	合 計	543,495,510	643,400	544,138,910

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		69,278,810 ^{千円}	643,400 ^{千円}	69,922,210 ^{千円}
	4 選挙費	586,407	643,400	1,229,807
歳 出	合 計	543,495,510	643,400	544,138,910